

桶川市職員の公益通報に関する要綱を次のように定める。

令和4年8月29日

桶川市長 小野克典

### 桶川市職員の公益通報に関する要綱

桶川市職員公益通報制度に関する要綱（平成18年3月22日市長決裁）の全部を改正する。

#### （目的）

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、職員からの公益通報を適切に処理することについて必要な事項を定めることにより、公益通報をした職員（以下「通報者」という。）の保護を図るとともに、桶川市（以下「本市」という。）における法令等の遵守を推進することにより公正な職務の遂行に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員（次号、第8条第2項並びに第13条第1項及び第2項を除き、退職して1年を経過しない者を含む。）をいう。
- (2) 公益通報 本市及び本市の職員について通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしている旨を、職員が職員通報窓口に通報することをいう。
- (3) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。
  - ア 法第2条第3項の通報対象事実
  - イ 本市の事務又は事業における法令（条例、規則及び規程を含む。）に違反する事実

ウ ア及びイに掲げる事実のほか、本市に対する市民の信頼を著しく損なうおそれのある事実

(職員通報窓口の設置)

第3条 市長は、職員からの公益通報又は公益通報に係る相談に応じ、適切に対応するため、職員通報窓口を企画主管課に置く。

(公益通報対応業務従事者)

第4条 法第11条第1項の規定に基づき公益通報の対応に係る業務を行う者として、企画主管課に公益通報対応業務従事者を置く。

2 公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者（次項において「公益通報対応業務従事者等」という。）は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 公益通報対応業務従事者等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

4 公益通報対応業務従事者は、自己の従事する業務に係る公益通報の処理に関与してはならない。

(通報者の責務)

第5条 職員は、他人の正当な利益又は公共の利益を害する目的をもって公益通報をしてはならない。

(公益通報の受付等)

第6条 公益通報をする職員は、通報対象事実を明確かつ具体的に示し、原則として、氏名及び連絡先を明らかにして行わなければならない。ただし、通報対象事実が生じ、又は生じるおそれがあると信ずるに足りる相当な根拠を示したときは、匿名で行うことができる。

2 前項の規定による通報は、桶川市職員公益通報書（別記様式）によるほか、面会、電話、郵便、電子メールその他適切な方法により行うものとする。

3 企画主管課は、前項の規定による通報が郵便、電子メール等の通報者

が通報の到着を確認できない方法であった場合は、当該通報者に対し、速やかに通報を受け付けた旨を通知するものとする。

4 企画主管課は、通報者又は通報に関わる相談をした職員（以下「通報者等」という。）に対し、通報又は通報に関わる相談をしたことを理由とした不利益な取扱いがないこと及び当該通報者等の秘密の保持に関することを説明しなければならない。

5 企画主管課は、第1項の規定による通報を受け付けたときは、市長に報告しなければならない。

（公益通報の受理）

第7条 企画主管課は、前条第1項の規定による通報が公益通報に該当するときは公益通報として受理するものとし、通報者にその旨を遅滞なく通知するものとする。

2 企画主管課は、前条第1項の規定による通報が、公益通報に該当しないときは、通報者に対し、公益通報として受理しないものとする事又は情報提供として処理することを遅滞なく通知しなければならない。

（調査の実施）

第8条 市長は、前条第1項の規定により公益通報として受理した場合は、調査の必要性を検討し、正当な理由がある場合を除き、通報内容に係る調査を実施するよう企画主管課に指示するものとする。

2 公益通報対応業務従事者は、前項の規定による指示があった場合は、他の職員等に通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により調査を実施するものとする。

3 企画主管課は、前項の調査を行うときは、適正な業務の遂行に支障のある場合を除き、調査を実施する旨及びその着手の時期を、通報者に遅滞なく通知するものとする。

4 企画主管課は、第2項の調査を実施しないときは、適正な業務の遂行に支障のある場合を除き、調査を実施しない旨及びその理由を、通報者

に遅滞なく通知するものとする。

- 5 市長は、特別の事情があるときは、弁護士等の第三者に調査を依頼することができる。

(報告)

第9条 企画主管課は、前条第2項の調査を実施した結果、通報対象事実があると認めるときは、市長に報告しなければならない。

- 2 企画主管課は、前条第2項の調査を実施した結果、通報対象事実があると認められなかったとき、又は調査を尽くしても通報対象事実が判明しないときは、その旨を市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、調査を実施した結果を通報者に報告するものとする。

(措置)

第10条 市長は、前条第1項の報告を受けたときは、速やかに通報対象事実の是正のために必要な措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

- 2 企画主管課は、前項の是正措置等が採られたときは、当該是正措置等について、適切な法の執行の確保並びに利害関係人の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しながら、遅滞なく通報者に通知するものとする。

(是正措置等に係る実効性の確保)

第11条 市長は、是正措置等が十分機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置等その他改善措置を採るよう努めなければならない。

(通知等の例外)

第12条 次に掲げる場合は、第6条第3項の規定による通知、同条第4項の規定による説明、第7条第1項及び第2項並びに第8条第3項及び第4項の規定による通知、第9条第3項の規定による報告並びに第10条第2項の規定による通知（以下この条において「通知等」という。）を行わないものとする。

- (1) 通報者が通知等を望まない場合
- (2) 匿名による通報であるため通報者への通知等が困難である場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない理由がある場合  
(通報者等の保護)

第13条 市長及び任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。次項及び第17条第2項において「市長等」という。）は、職員が通報者等に対し、通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを防ぐ措置を採るものとする。

2 市長等は、通報又は相談をしたことを理由として通報者等に不利益な取扱いを行った職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を採らなければならない。この場合において、正当な理由がなく、通報者が特定される事項を必要最小限の範囲を超えて共有した職員、通報者の探索を行った職員及び通報又は相談に関する秘密を漏らした職員等についても、同様とする。

（通報処理後の通報者への事後措置）

第14条 企画主管課は、公益通報の処理後、通報者に対し、公益通報をしたことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、通報者の保護に係る適切な措置を採らなければならない。

（記録等の管理）

第15条 企画主管課は、通報及び相談に係る記録並びに関係資料を作成し、通報者等の秘密の保持に配慮して、適切に管理しなければならない。

2 通報及び相談に係る記録並びに関係資料の保存年限は、10年とする。

（職員への周知）

第16条 市長は、職員通報窓口及び公益通報の処理について職員に対し周知するものとする。

（協力義務）

第17条 職員は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に関する調査

等に誠実に協力するものとする。

2 市長等は、公益通報の処理について他の公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

